

平成26年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第25号 資料	上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	
◇新旧対照表	-----	1
議案第26号 資料	上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について	
◇新旧対照表	-----	4
議案第29号 資料	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について	
◇新旧対照表	-----	5
議案第31号 資料	工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）	
◇事業概要	-----	7
◇上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）配置図	-----	8
◇	南校舎 1階平面図	9
◇	2階平面図	10
◇	3階平面図	11
◇	R階平面図	12
◇	立面図	13
議案第32号 資料	工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）	
◇事業概要	-----	14
◇上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）配置図	-----	15
◇	南校舎 1階平面図	16
◇	2階平面図	17
◇	3階平面図	18
議案第33号 資料	工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）	
◇事業概要	-----	19
◇上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）配置図	-----	20
◇	1階・プール階平面図	21
◇	立面図	22

議案第 25 号資料

上尾市立公民館管理規則昭和 60 年 3 月 30 日（教委規則第 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用の登録及びその手続)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条の規定による利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会による登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定の趣旨に反していないこと。</p> <p>(2) 5 人以上の者で構成されていること。</p> <p>(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおおむね構成されていること。</p> <p>(4) 当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。</p> <p>3 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公民館利用団体登録申請書</u>(第 1 号様式)に、上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第 2 号様式)その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請者が第 2 項各号に掲げる要件を備えているかどうかその他必要な事項を確認の上、登録すべきものと認めるときは、上尾市立公民館利用団体登録決定通知書(第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。<u>この場合において、当該登録の決定は、前項の申請に係る公民館における利用の許可に限り、その効力を有するものとする。</u></p>	<p>(利用の登録、変更及び廃止)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条の規定による利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会による登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定の趣旨に反していないこと。</p> <p>(2) 5 人以上の者で構成されていること。</p> <p>(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおおむね構成されていること。</p> <p>(4) 当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。</p> <p>3 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書</u>(第 1 号様式)に、上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第 2 号様式)その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請者が第 2 項各号に掲げる要件を備えているかどうかその他必要な事項を確認の上、登録すべきものと認めるときは、上尾市立公民館利用団体登録決定通知書(第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。</p>

<p>5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、<u>2年ごとにその更新を受けなければ</u>、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>6 第4項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録団体」という。)は、当該登録に係る申請事項に変更(教育委員会の定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、<u>上尾市立公民館利用団体登録事項変更届(第4号様式)</u>により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>6 第4項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録団体」という。)は、当該登録に係る申請事項に変更(教育委員会の定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、<u>上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書(第1号様式)</u>により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>7 <u>利用登録団体が、団体の解散等によりその登録の廃止の届出をするときは、上尾市立公民館利用団体登録の廃止申出書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>(利用の許可の特例)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。</p>	<p>(利用の許可の特例)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。<u>この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。</u></p>
<p>(利用の許可の申請)</p> <p>第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、前条の規定による集会室兼体育室の利用(次条第2項において「体育室の個人利用」という。)に係る許可にあつては、その利用の日において、口頭による申出を行えば足りるものとする。</u></p>	<p>(利用の許可の申請)</p> <p>第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、前条の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。</u></p>

<p>2 <u>前項の利用申請書</u>は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の<u>15日</u>から利用しようとする日の前日までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 <u>前項本文に規定するの利用申請書</u>は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の<u>初日</u>から利用しようとする日の前日までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(許可書等の交付) 第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書(<u>第7号様式</u>)を交付して行うものとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、体育室の個人利用に係る許可については、個人利用券(第8号様式又は第9号様式)を当該申出者に交付して行うものとする。この場合において、当該利用に係る使用料についての領収書は、交付しない。</u></p>	<p>(許可書等の交付) 第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書(<u>第8号様式</u>)を交付して行うものとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、第5条の規定による利用の許可については、上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書(第9号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。</u></p>
<p>(事業計画及び事業報告) 第17条 <u>教育長は、教育委員会の承認を得て公民館の事業計画を定めるものとする。</u> 2 教育長は、<u>毎年4月末日</u>までに前年度における公民館の事業の状況について、公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)第10条の規定による点検及び評価を行った上で、その結果を教育委員会に報告するとともに、広く一般に公表しなければならない。</p>	<p>(事業計画及び事業報告) 第17条 <u>教育長は、公民館の年間事業計画を決定し、教育委員会に報告しなければならない。</u> 2 教育長は、<u>毎年7月末日</u>前年度における公民館の事業の状況について、公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部科学省告示第112号)第10条の規定による点検及び評価を行った上で、その結果を教育委員会に報告するとともに、広く一般に公表しなければならない。</p>

議案第26号資料

上尾市公民館運営審議会規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(会議)</p> <p>第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>3 会議は、年4回定例に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。</u></p> <p><u>4</u> 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

議案第29号資料

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表（第2条関係） 補償基礎額表 【別記1 参照】 備考</p> <p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 <u>医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年</u></p> <p><u>(3) 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年</u></p>	<p>別表（第2条関係） 補償基礎額表 【別記1 参照】 備考</p> <p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 <u>4年</u></p>

(4) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年

(5) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年

(6) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年

(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年

(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年

(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年

【別記1】

現行

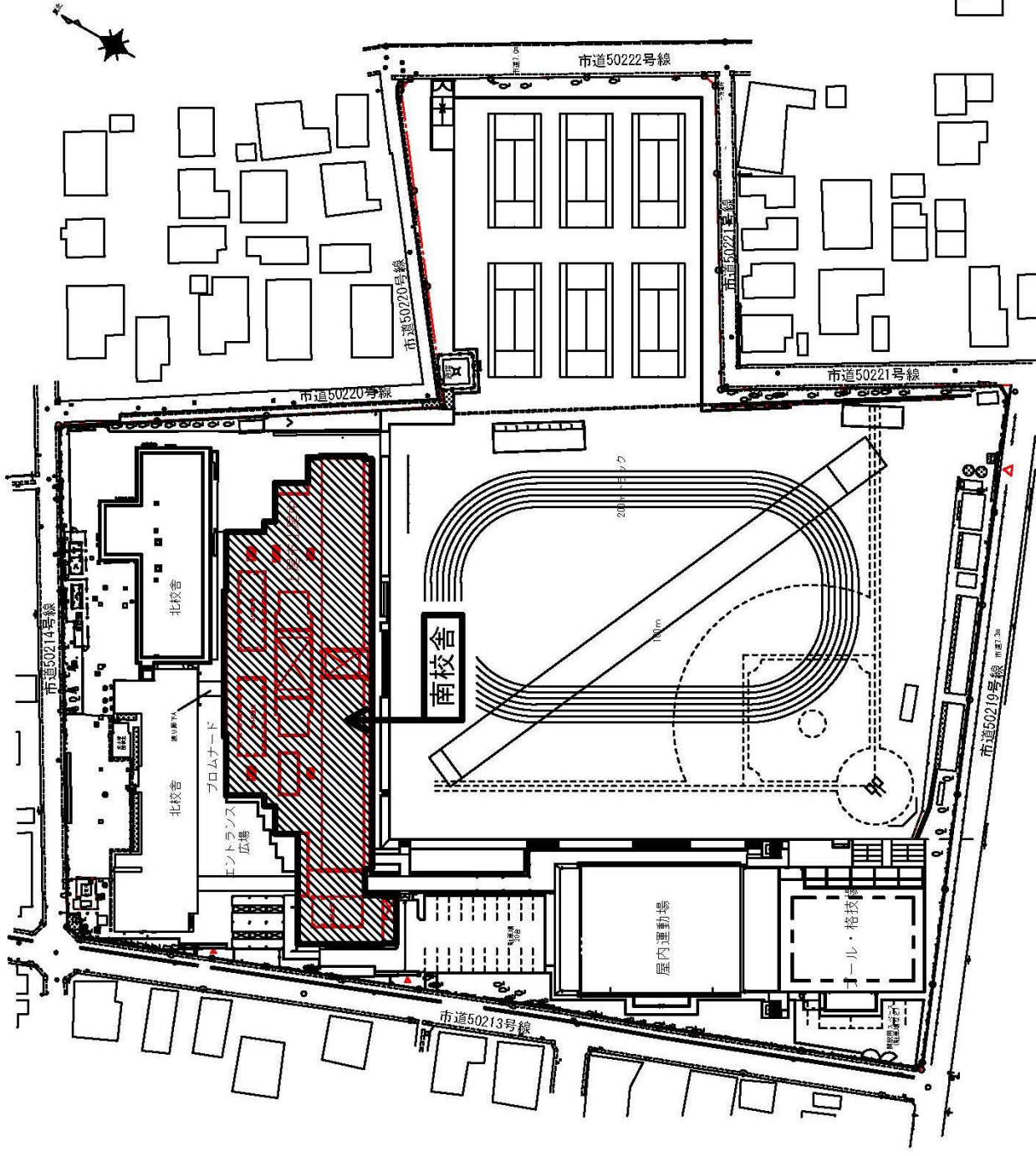
医師、歯科医師又は薬剤師としての 経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,660円</u>	<u>7,352円</u>	<u>8,670円</u>	<u>9,612円</u>	<u>10,411円</u>	<u>11,085円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>4,243円</u>	<u>4,926円</u>	<u>5,864円</u>	<u>6,853円</u>	<u>7,815円</u>	<u>8,509円</u>

改正後（案）

医師、歯科医師又は薬剤師としての 経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,943円</u>	<u>7,720円</u>	<u>9,400円</u>	<u>10,653円</u>	<u>11,538円</u>	<u>12,285円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,020円</u>	<u>6,048円</u>	<u>6,880円</u>	<u>8,078円</u>	<u>8,998円</u>	<u>9,475円</u>

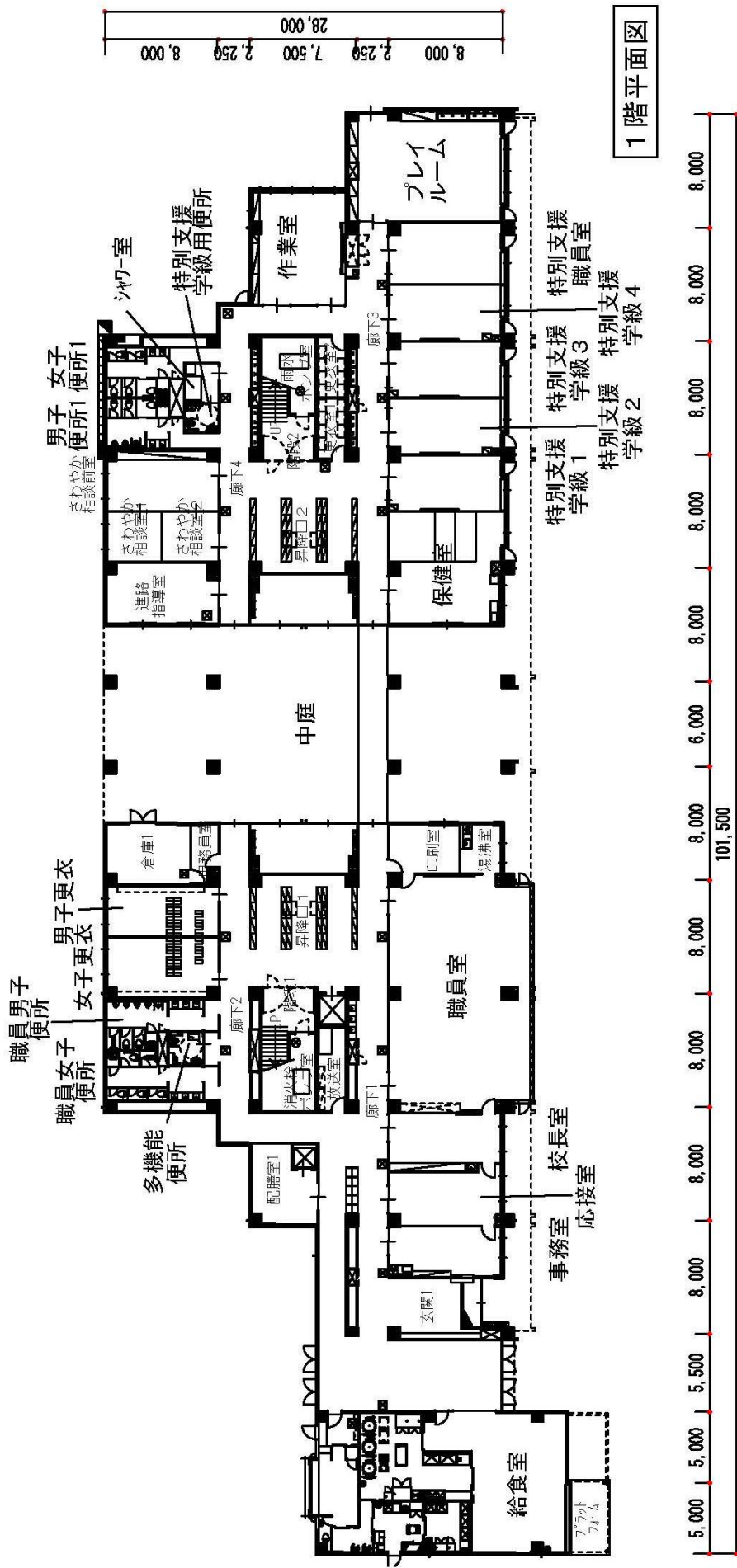
◆事業概要

1. 工 事 名 上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）
2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
3. 建物概要 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積5,450.63㎡
4. 工 期 平成26年6月議会承認日～平成27年9月30日
5. 工事概要 南校舎改築工事及び中央部北校舎連絡用付属渡り廊下工事
職員室、事務室、校長室、保健室、図書室
普通教室16、多目的教室4 計20教室
特別教室（パソコンルーム、音楽室1・2）
特別支援学級関係 職員室1、教室4、作業室、プレイルーム1

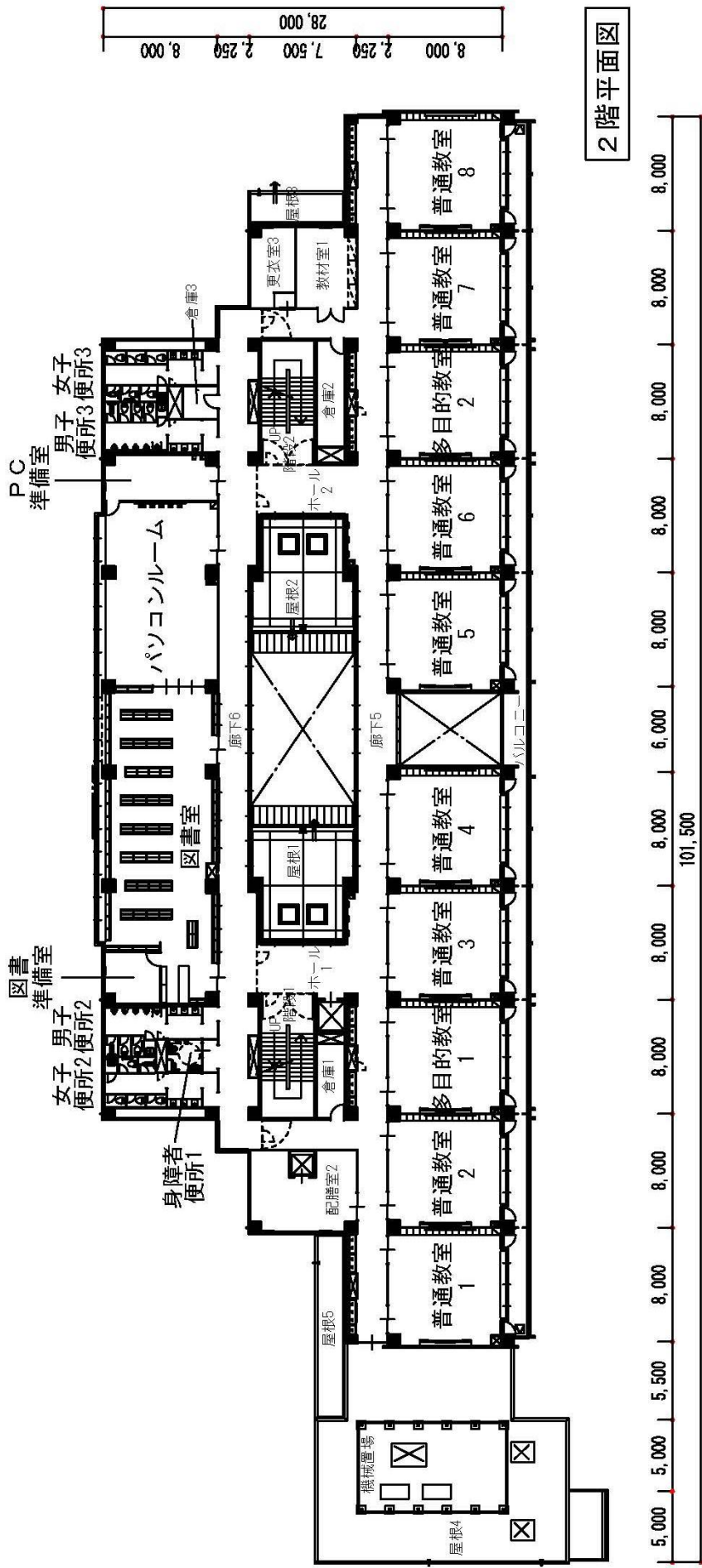


配置図

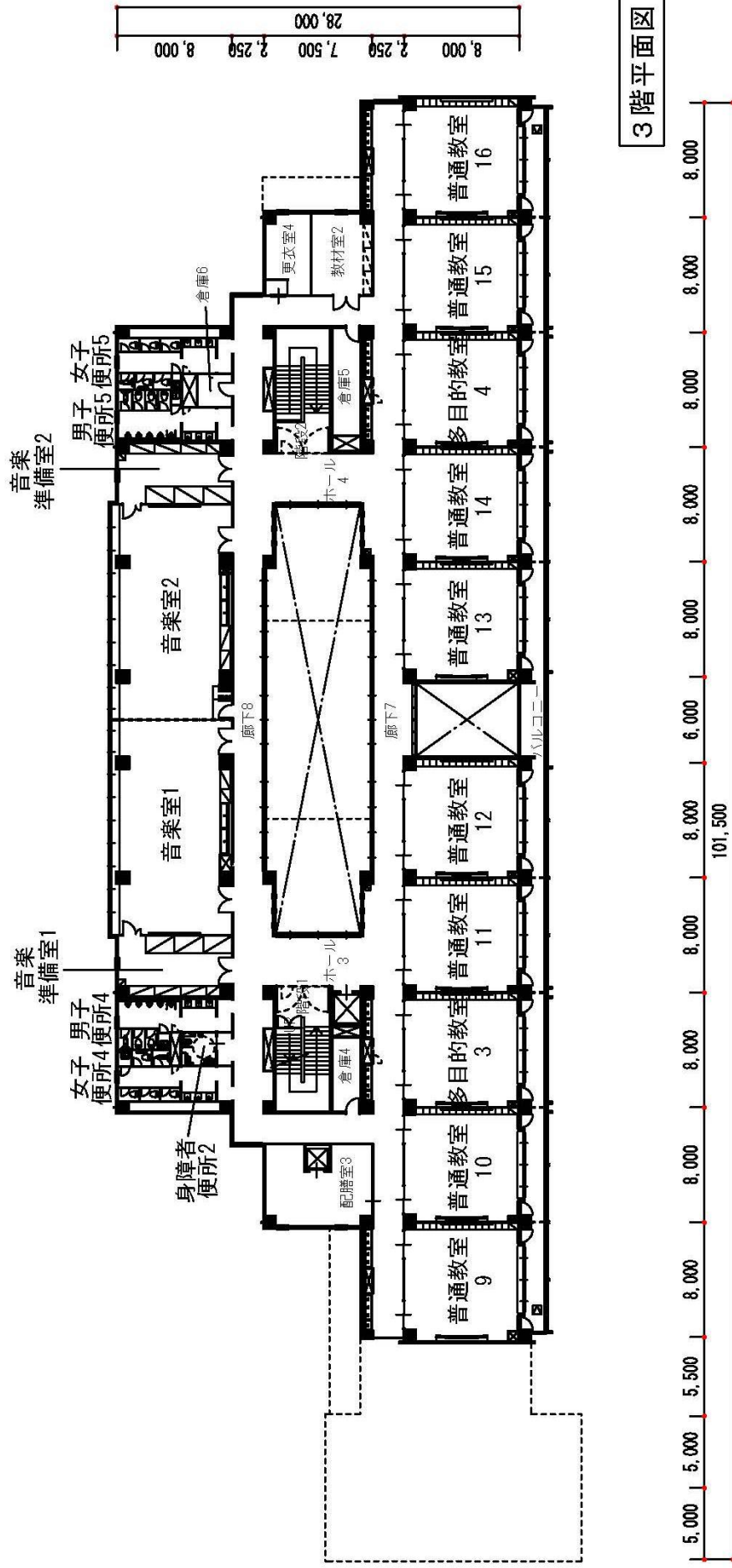
上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）



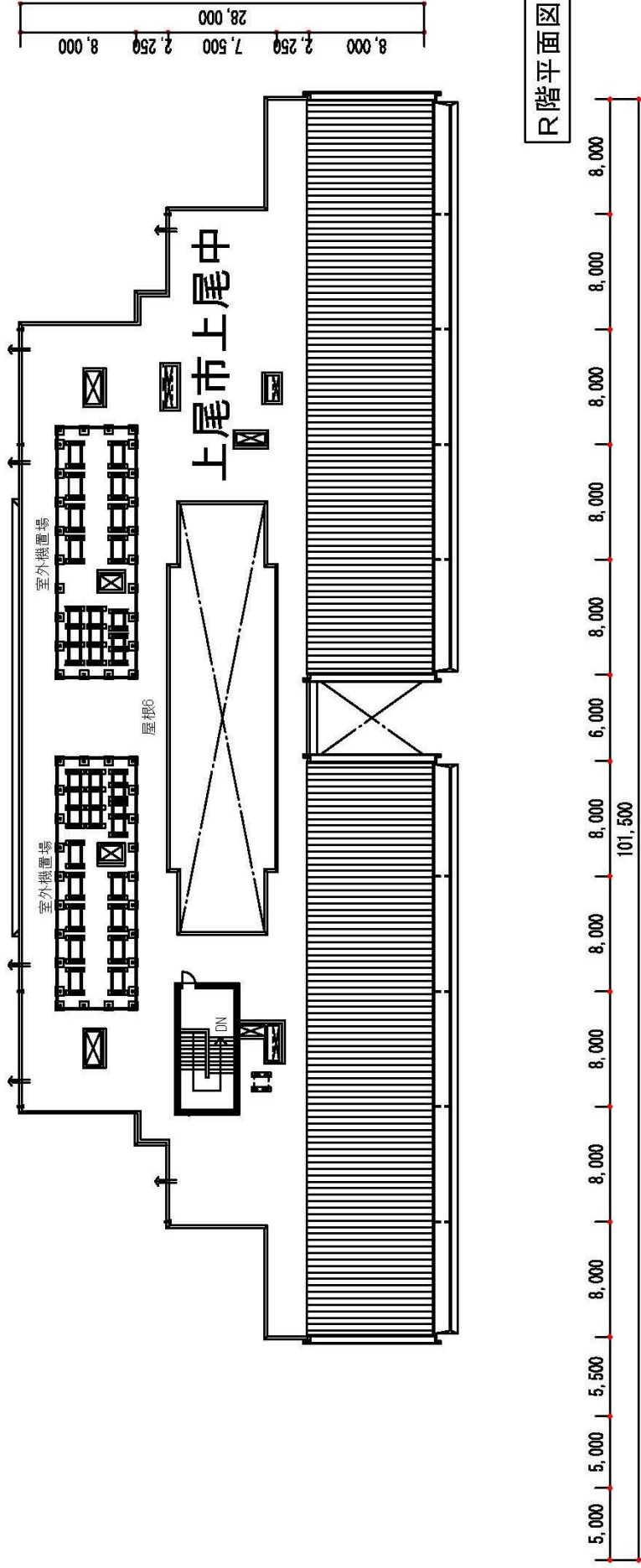
上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）



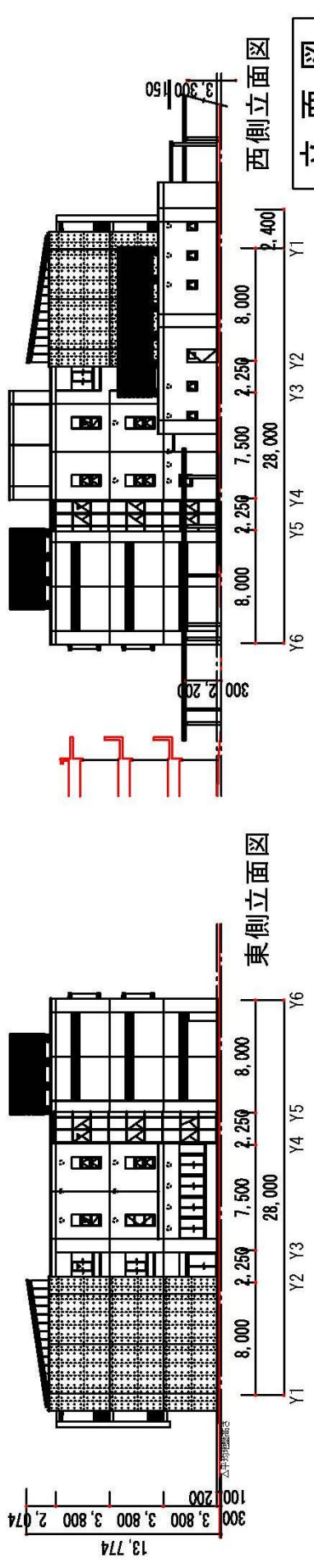
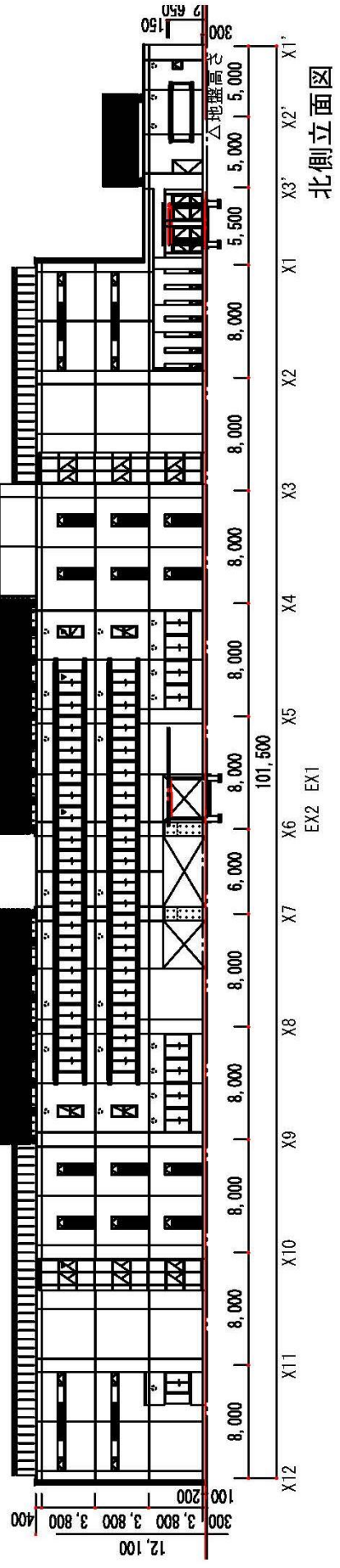
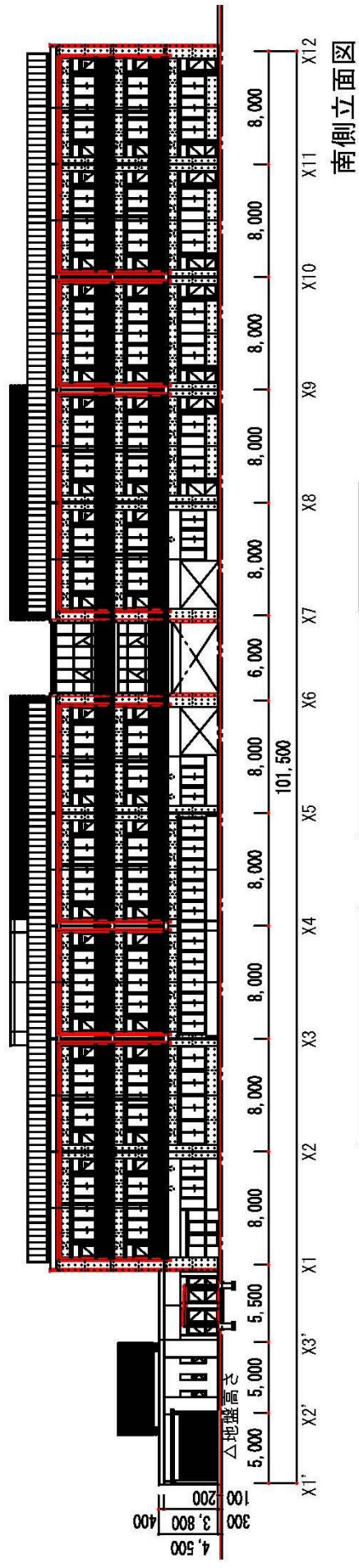
上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）



3階平面図



上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）

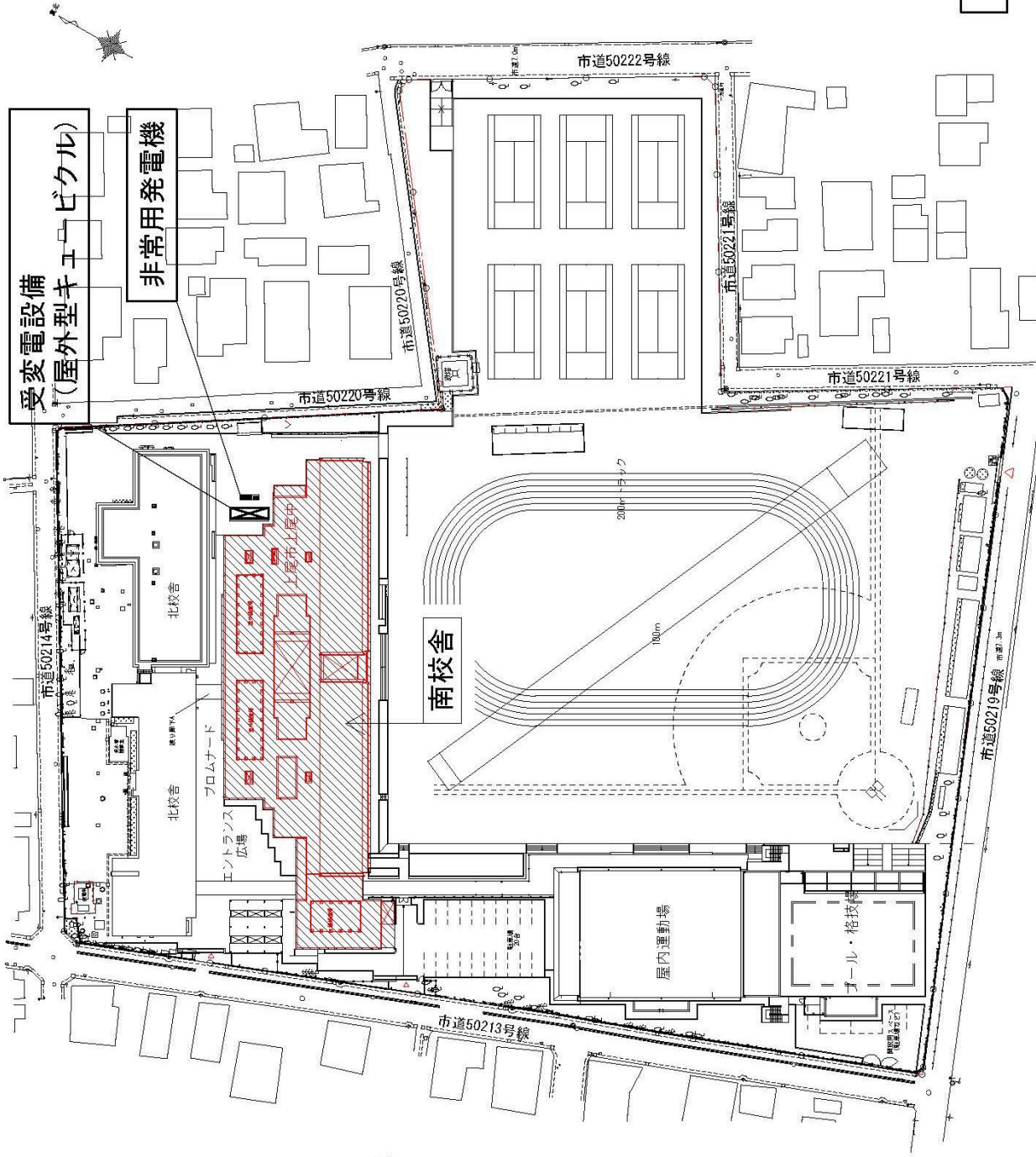


立面図

上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）

◆事業概要

1. 工 事 名 上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）
2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
3. 工事内容 南校舎改築工事及び中央部北校舎連絡用付属渡り廊下の電気設備工事
4. 工 期 平成26年6月議会承認日～平成27年9月30日
5. 工事概要 電灯コンセント設備：
トイレのダウンライト及び誘導灯にLED電球を使用
受変電設備：
屋外キュービクル型 650KVAの容量
動力用300KVA、リースエアコン動力用150KVA
電灯コンセント用200KVA
放送設備：
押しボタン式の教室緊急放送システム
情報設備：
校内LAN、学校ICT環境の整備
自家用発電設備：
発電機 出力20KVA 災害時は、職員室、格技場、
屋内運動場の一部の照明及びコンセントに使用



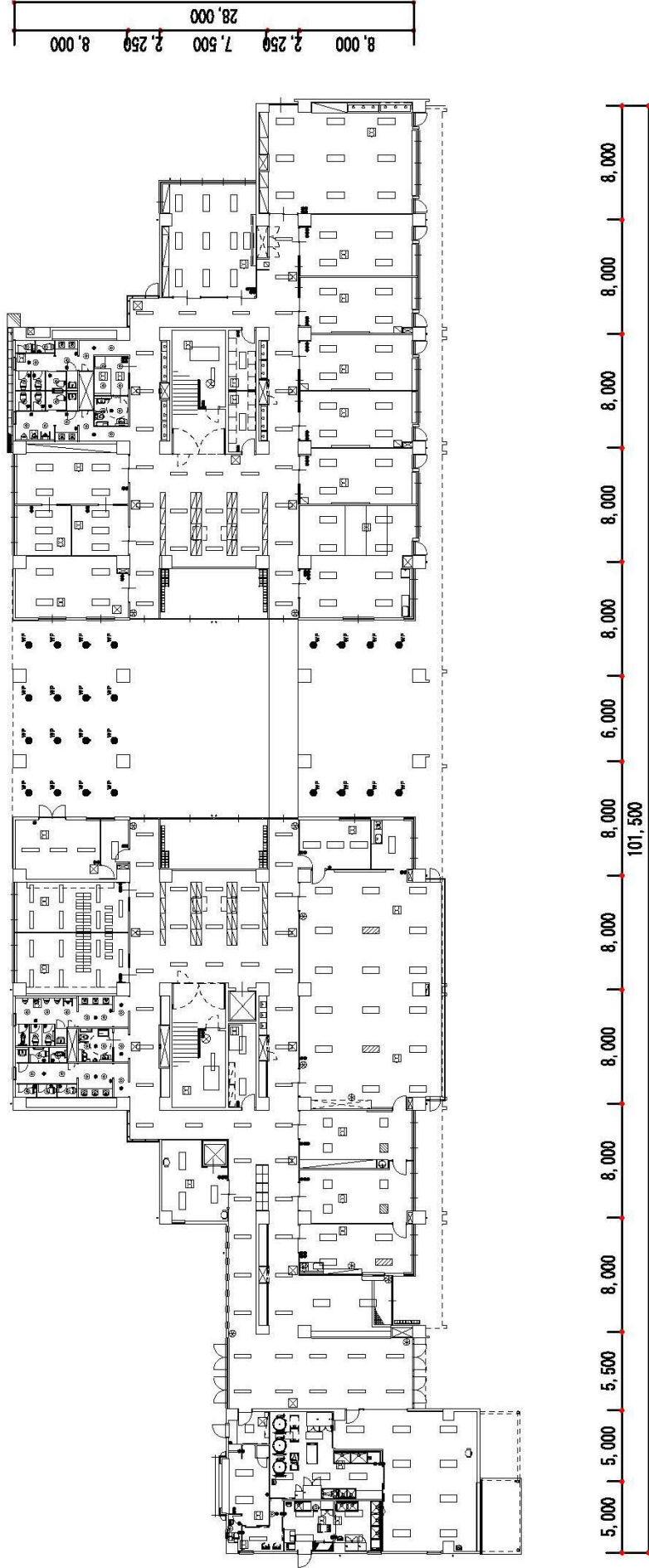
配置図

上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）

〈工事項目〉

- 1、受変電設備工事
- 2、非常用発電設備工事
- 3、幹線動力設備工事
- 4、電灯設備工事
- 5、非常照明設備工事
- 6、コンセント設備工事
- 7、電話設備工事
- 8、情報設備工事
- 9、放送設備工事
- 10、ITV設備工事
- 11、インターホン設備工事
- 12、トイレ呼出表示設備工事
- 13、時計設備工事
- 14、テレビ共聴設備工事
- 15、音楽室 AV設備工事
- 16、自動火災報知設備工事
- 17、自動閉鎖装置設備工事
- 18、ガス漏警報設備工事
- 19、機械警報設備工事
- 20、非常警報設備工事

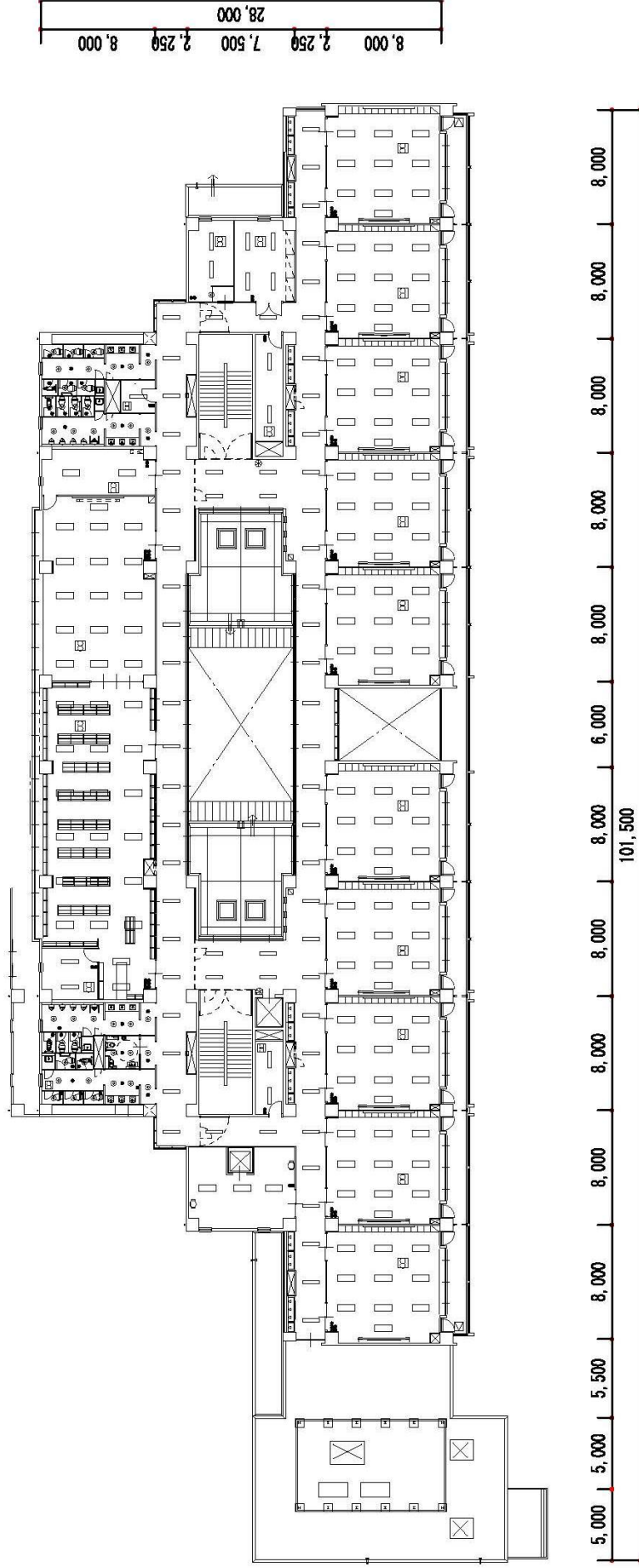
凡 例				
電灯設備工事				
□	Hf32Wx2	●MS	人感センサー	締器
□	Hf32Wx1	●SS	人感センサー	子器
●	LEDダウンライト	●FS	人感センサー	周運動子器
●WP	LEDダウンライト防水型	●MFS	人感センサー	周運動締器
●	埋込スイッチ 片切	●A1	人感センサー	単体ユニット(2回線用)
●L	埋込スイッチ 片切 パイロット付	☒		換気扇用コンセント 2P15A×1E付
●S	埋込スイッチ 三路			
⊕ nL	埋込リモコンスイッチ n個用			



1階平面図

上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）

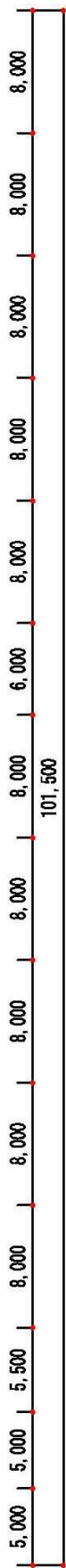
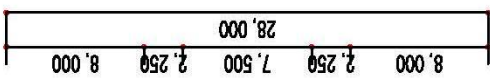
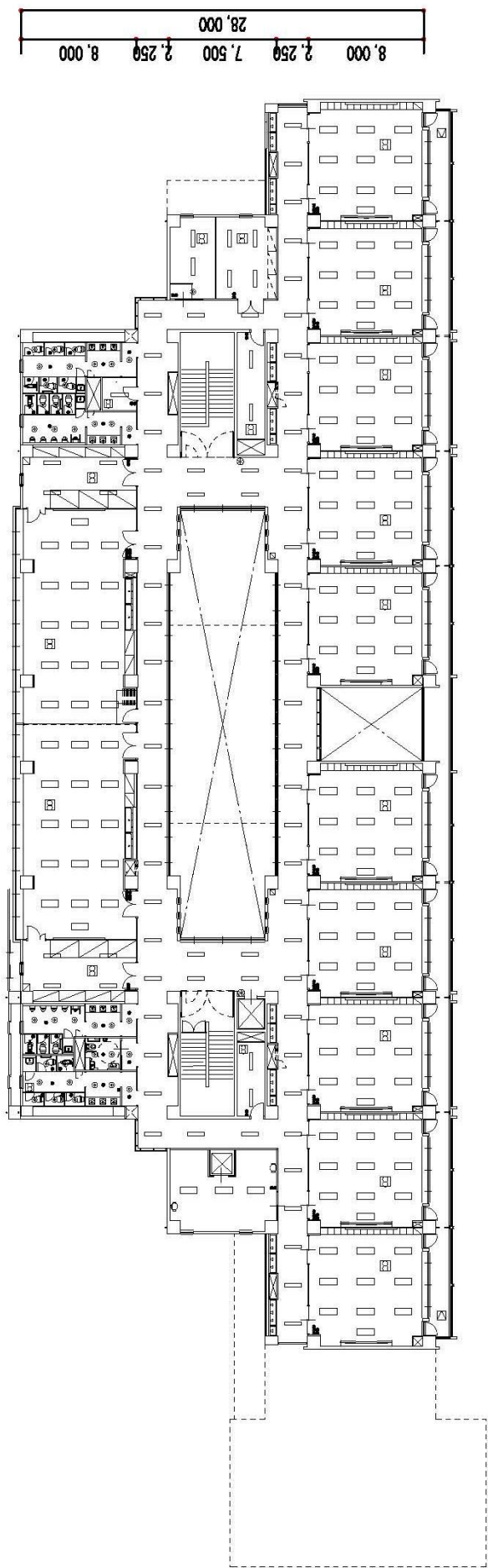
凡例	
電灯設備工事	
□	H f 32W x 2
□	H f 32W x 1
●	LEDダウンライト
●WP	LEDダウンライト防水型
●	埋込スイッチ 片切
●L	埋込スイッチ 片切 パイロット付
●3	埋込スイッチ 三路
⊙ n.L	埋込リモコンスイッチ n個用
●M6	人感センサー 網器
●SS	人感センサー 子器
●FS	人感センサー 兩連動子器
●MFS	人感センサー 兩連動網器
●A1	人感センサー-単体ユニット(2回路用)
☒	教室照明コンセント 2P15Ax1E付



2階平面図

上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）

凡例	
電灯設備工事	
□	Hf32Wx2 人感センサー 親器
□	Hf32Wx1 人感センサー 子器
●	LEDダウンライト 人感センサー 高運動子器
●	LEDダウンライト防水型 人感センサー 扇運動子器
●	埋込スイッチ 片切 人感センサー操作ユニット (2回線用)
●	埋込スイッチ 片切 バイロット付 換気扇用コンセント 2P15A x 1 E付
●	埋込スイッチ 三路
●	埋込リモコンスイッチ n個用

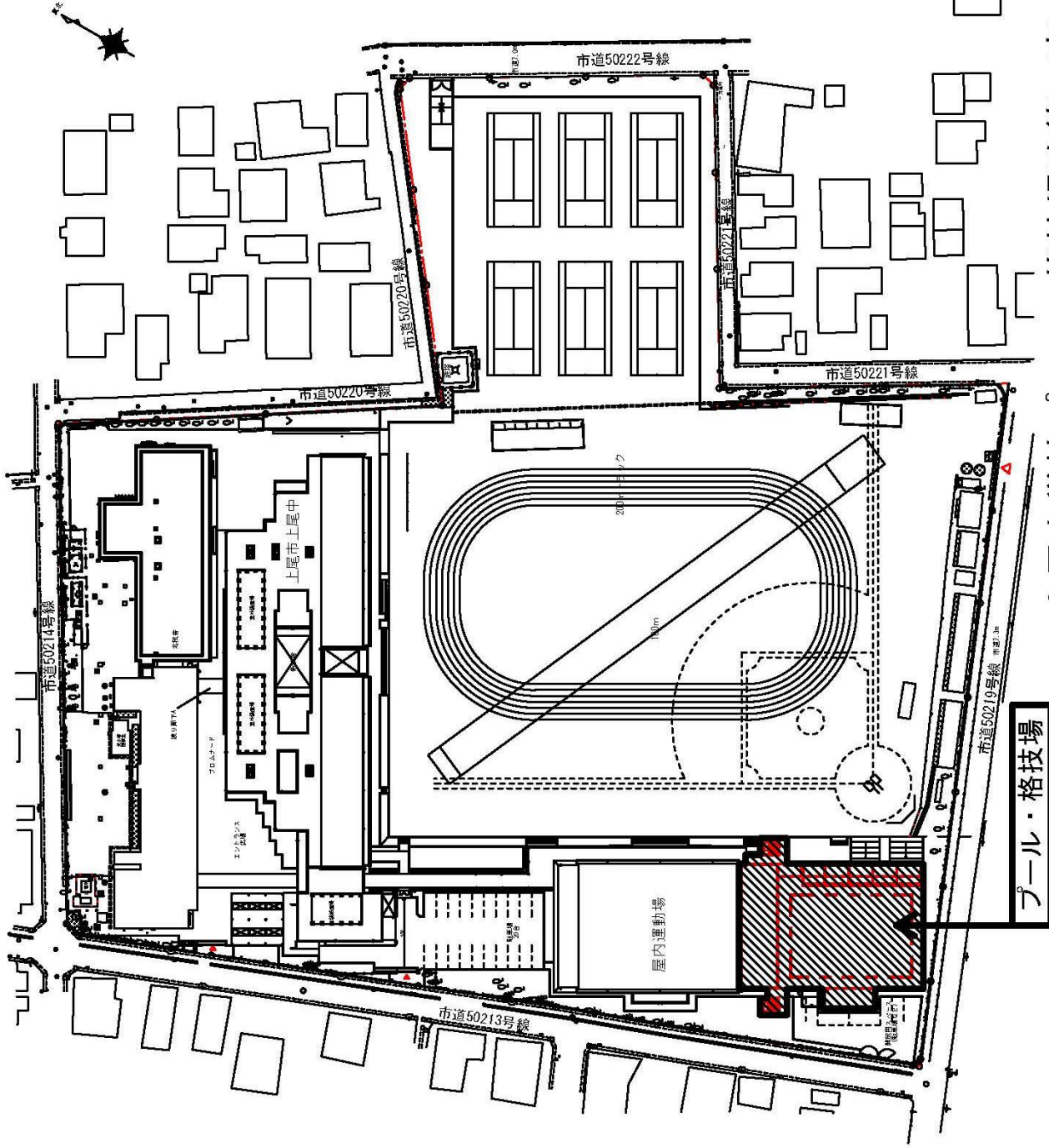


3階平面図

上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）

◆事業概要

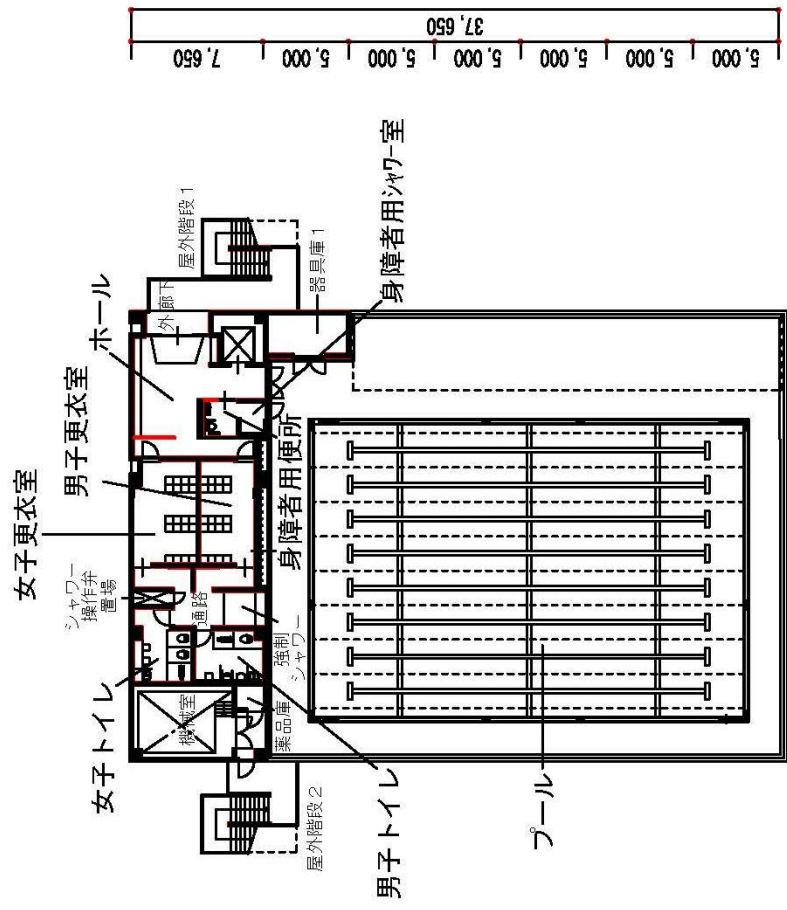
1. 工事名 上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）
2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
3. 工事内容 既存プール解体工事及びプール・格技場改築工事
4. 工期 平成26年6月議会承認日～平成27年3月16日
5. 工事概要
 - ・構造：鉄筋コンクリート造2階建
 - ・建築面積：1,066.32 m²
 - ・床面積：1,172.21 m²
 - ・各階詳細床面積 2階：205.33 m²
1階：966.88 m²
 - ・高さ： 最高高：11.85m 軒高：11.25m
 - ・1階 格技場：486 m²、会議室：123.9 m²
倉庫、男女更衣室、男女便所、エントランスホール
エレベーター
 - ・2階 プール水面積：425 m²、コース数：8
男女更衣室、男女便所、機械室、倉庫



配置図

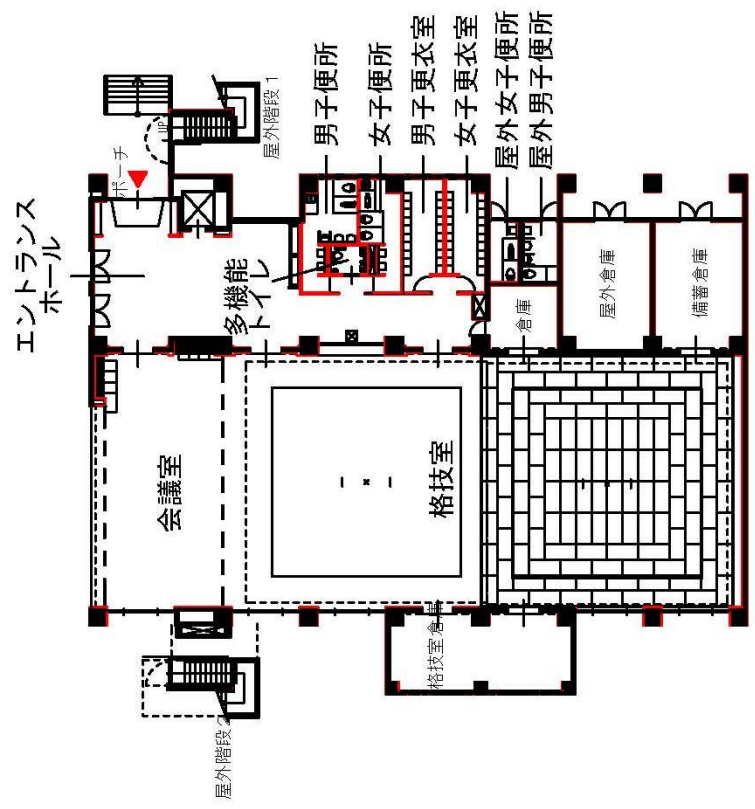
上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）

プール・格技場



4,000	16,200	7,300	2,500
30,000		9,800	

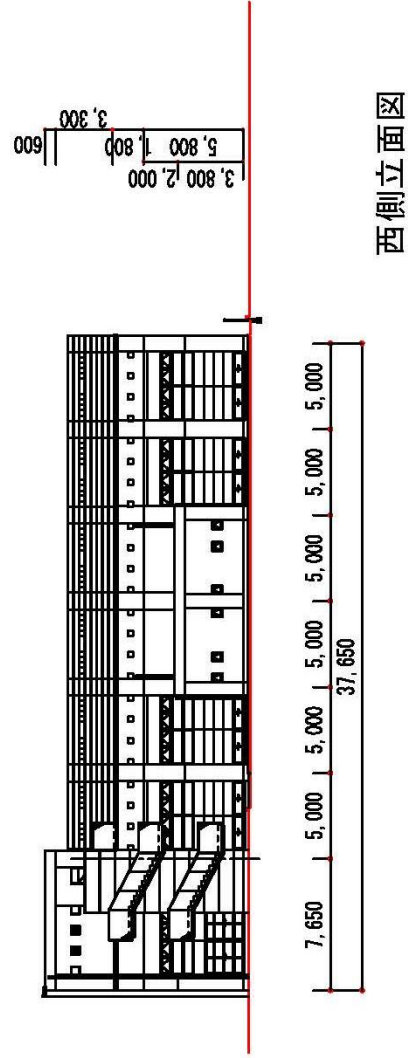
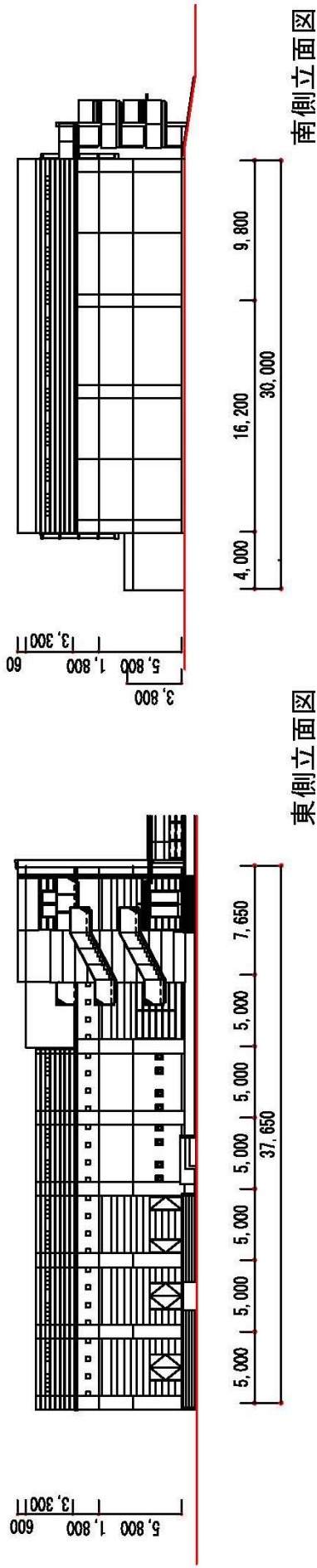
2階平面図



4,000	16,200	7,300	2,500
30,000		9,800	

1階平面図

上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）



立面図

上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）